

## 第3回新潟水俣病施策推進審議会 会議録

- 開催日時：平成23年11月21日（月） 午後1時30分から3時00分まで
- 場 所：新潟県自治会館本館201会議室
- 出席委員：本間義治会長、寺田喜男会長職務代理、五十嵐修一委員、交告尚史委員、関礼子委員、坂東克彦委員、丸田秋男委員、本村美八留委員、小武節子委員
- 欠席委員：五十嵐松男委員
- オブザーバー：新潟市保健衛生総務課長、五泉市健康福祉課長、阿賀野市健康推進課長、阿賀町保健年金課長
- 事務局：若月福祉保健部長、得津福祉保健部副部長、北原生活衛生課長、塚田環境と人間のふれあい館館長
- 議 題：(1) 新潟水俣病に関する最近の動きについて  
(2) 条例の「県の基本的施策」に基づく取組について

### ■ 議事概要

#### 1 開会

#### 2 あいさつ（若月福祉保健部長）

#### 3 審議会の開催成立

事務局から、第3回審議会が、新潟水俣病地域福祉推進条例施行規則第3条第2項に規定する定足数（過半数）を満たしており審議会の開催は成立していることが報告された。

#### 4 議題

##### (1) 新潟水俣病に関する最近の動きについて

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 資料「議題1 新潟水俣病に関する最近の動きについて」を説明  |
| 関委員 | 救済措置の周知に関する取組について、流域市町のみならず東京でも説明会を開催したとのことですが、おおよその参加者人数について教えていただけますか。 |
| 事務局 | 今年度については、流域市町で8回、東京都で3回説明をさせて  |

いただいております。流域市町では、個別相談会という形で実施し10名程度の方から参加いただきました。東京都では8名ほどの方から参加いただいたところです。

交告委員 資料2 ページ目の「4 判定検討会の開催状況等について」、で判定件数 933 件の後ろに、カッコ書きで（再判定を含む）とありますが、この再判定とは、どういう手続きを行ったかということをお教えいただけますか。

事務局 再判定の手続きについては、疫学要件では問題なかった方で症状要件が非該当であった方について、その方が希望される場合、再判定できるかどうかというものを判定検討会に諮りまして、その方が濃厚な疫学要件を満たすということが確認できましたら、診断を受けていただいた後、再度、判定検討会で判定いただくという流れになっています。

つまり、症状要件が足りなかった方については、再度診断を受けていただき、もう1回判定検討会で判定できるということになっております。

交告委員 それは制度化されているわけですね。

事務局 制度化されております。

交告委員 分かりました。

坂東委員 再判定は、何件くらいあるのですか。

事務局 再判定の件数等につきましては、まだ、公表等はしておりません。判定結果につきましても、環境省の方針等によりまして、この判定がすべて終わった段階で公表するということになっております。

関委員 特措法ですが、平成23年末までの申請受付の状況を見ながら判定するというお話でした。第3次訴訟が行われているわけですが、その訴訟が続いている限りは受け付けるという判断ではなくて、あくまでもどのくらいの申請受付があるかで判断するというのが、環境省の方針ということよろしいのでしょうか。

事務局 資料の2ページの中段の「5 申請の受付期間」のところにも書いてございますが、これは環境省の当初の方針でございます。新たに救済を求める方につきましては、平成23年末までの状況を、被害

者関係団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を見極める、という方針が出されておりました。昨日、横光環境副大臣が来県されておりましたが、この考え方については、今日の新聞記事を見る限りでは、余りお変わりになっていないということでございます。

これについて、本県は国に対して、救済の期限を設けないよう複数回要望しているところでございます。

会 長

ほかにごございますか。

ないようですので、これで議題1を終了します。

## (2) 条例の「県の基本的施策」に基づく取組について

事 務 局

資料「議題2-1 新潟水俣病地域福祉推進条例『県の基本的施策』に基づく取組について」、資料「議題2-2 第2回審議会意見の対応について」を説明

会 長

なお、資料の「議題2-1」にありました、「新潟水俣病情報発信事業」につきまして、丸田委員が深く関わられていろいろと推進されておりますので、どのような観点からこの事業を進められたのか、その概要や感想、また、ご自身で感じられた成果などございましたら、お話をいただければと思います。

丸 田 委 員

昨年度、県事業の公募に応募いたしまして、助成をいただくことになりました。その一番の大きな理由は、これからの次代を担ってくれる若い世代が、人と人を取り巻く環境の中で生じた社会問題に何らかの関心を持つだけではなくて、若者として出来ることがあれば具体的に取組んでいく、そういう精神が必要ではないかという観点から応募させていただきました。

私どもの学生は、新潟水俣病に対する興味・関心ということだけではなくて、新潟水俣病に対する正しい理解を基に患者さんのために、地域のために、自分たちが出来ることがあれば、些細な努力であったとしても具体的に取組んでいきたいと、そういう意識を持っております。

したがって、患者さんとの交流ですとか、あるいは支援していただいた関係者の方々との関わりにおいても、自ら行わなければいけないニーズに関しましても、きちんと理解したうえで行動をとっておりますので、学生に対しては一定の安心感と信頼感を持って

おります。

先ほど申し上げましたが、これからの世代を担う若者として、患者さんへの支援、それから地域の支援に向けて取り組んでいけるような基盤を形成していくことは、学生だけの努力ではなくて、阿賀野川流域に存在する大学としても、やはり継続的に支援していかなければいけないのではないかとということも、今回強く感じました。

何よりの成果は、短い期間ではありましたが、学生、大学の教員、そして職員の中にも新潟水俣病に対する取組に対して一定の役割と責任を持たなければいけないという意識が、この1年間で形成をされたというふうに思います。したがって、単に交流を継続していくということではなくて、今年度は少し手前味噌になりますけれども、患者さんの通院ボランティア、生きがい活動のボランティア、阿賀野川流域における健康教室、あるいは今後想定されますリハビリテーション活動、そういう活動の所に学生として関与していける、そんな人材を育成していきたいと思っております。そういう観点からすると、「新潟水俣病情報発信事業」の成果と言えますか、今後の展望を考えたときに大変意義のある事業ではないかと、そんな受け止め方をさせていただいております。

会 長

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明と丸田委員からのご説明も含めまして、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

関 委 員

丸田委員からご説明いただいた事業は、大学における地域との連携や社会貢献に関していっても、優れた試みだと思えます。

また、ふれあい館の努力によって、随分、新潟水俣病に関して授業やプログラムを組んでいる大学も増えてきておりますので、そういう大学に対するアピールみたいな形ですとか、また、新潟医療福祉大学の取組が、他の大学に対する刺激になり、連携できるような仕組みができればと思います。

丸 田 委 員

ありがとうございます。

会 長

新聞やテレビなどで、私たち委員も関心を持って丸田委員のご指導を期待しているところです。似たような学部なり大学が、新潟市内にもあるわけですから、リーダーシップを取って進めていただければと思います。

では、私から寺田委員へ質問させていただきますが、資料の議題2-1の15ページからの「小・中学校への環境学習支援事業」は、子どもたちは一生懸命取り組んでいるようで、同資料の17ページの

一覧表を見ると、学習テーマが地域に即したものになっていて、このような形で真剣に取り組んでいただければ非常に成果が上がるのではと思います。

しかも、平成 23 年度は上越地域の学校が多くあるわけですが、その辺、指導されておられてどのように感じておられますか。

寺田委員

多分、掘り起こせば全県的にかなりの学校は関心があるのだろうと思います。ただ、こういう形で手を挙げる学校は少ないのではないかと思います。

上越地域で多いというのは、地域の社会科の教員たちが、昨年度水俣市を訪れたり、阿賀野川の流域で関係者からご指導をいただいたりして、より多くの学校が手を挙げたと思います。

公害問題に対する関心も高まっている状況で、富山県のイタイイタイ病の資料館が来春オープン予定ということで、全体としても学習の体制ができてきていると思います。

本間会長

ありがとうございました。

これに関するご意見等ございますか。

関委員

「新潟水俣病にかかわる学習について」という資料が配付されておりますが、非常に優れた資料で、その中のパワーポイントの資料に中学生に対する新潟水俣病に関する授業の詳細がありまして、3年生が1年生を指導するというような、縦へのつながりも含まれておりますが、この資料について、若干説明をお願いします。

寺田委員

私が配付した資料でありまして、資料の議題2-1の21ページにあります「新潟水俣病講座」の上越教育大学で開催した際の資料です。講師は、白新中学校の和泉教諭が行い、資料は、昨年、白新中学校の生徒が行った授業の様子を報告しました。

講座の前半部分は、県立環境と人間のふれあい館の塚田館長から、新潟水俣病の概要を説明していただきました。そして後半は、和泉先生の実践を聞いて、学生たちはどういうふうに授業を行えばいいのか、今後の授業づくりの方法などの意見交換をしました。

パワーポイントの資料を見ると、おぼろげながら内容が理解できるというふうに思っております。なお、この授業は昨年度配付しました教師用指導資料の中にある指導事例を基に行われたものです。白新中学校は生徒数が少なくなっていますので、その中の総合的な学習の時間の選択テーマとして受講している1、2、3学年の生徒が合同で学んでいくというスタイルで取り組まれた内容です。

関 委 員

新潟水俣病に関する様々なイベントが開催されておりますけれども、参加されている方は、恐らくですが、固定的な方々しか出にくいとか、出られないとか、出ていないということもあって、その中でこのような、ご自分で実践された資料の内容というものが、ただ単に授業というだけでなく、広く一般の方々にお話しても、ある程度のインパクトを持てるような内容まで、かなり掘り下げたものになっていると思います。語り部ではないですけども、講演会などに講師として講義いただくなどして進めていけば、いいのではないかなと感じております。

寺 田 委 員

パワーポイントの資料の一部は、県のホームページにも掲載し紹介されています。

会 長

坂東委員、実際に何回かふれあい館で話をされて、どんな印象をお持ちですか。

坂 東 委 員

私が話す機会では、かなり深く理解しているような方を対象にした中身になっておりまして、それでもやはり関心が新潟地域だけではなくて、全国的にも注目を浴びていることは間違いないと思います。昨年、関西にあるあおぞら財団が来られて、非常に熱心に宿泊もされて勉強していただきました。その際の現地案内を私も一部担当させていただきましたけれども、ああいう心根があれば、やはり新潟水俣病の教訓というのは全国的に広まっていくのではないかなと思います。

ついでにちょっとお聞きしたいことがあるのですが、第1次訴訟が始まった時分は、新潟大学医学部の自治会が、毎年、木戸病院の斎藤医師、沼垂診療所の関川医師、そして私を講師として呼んで水俣病の学習会がなされておりました。その頃参加された学生などと集合写真を撮っていますから、今、どういう医師になっているのかという楽しみがあるのですが、ただ、この自治会は途絶えてしまって何年か過ぎまして、最近はそういう動きが全くないようです。

それから、東北大学の樺島教授が、毎月、私の事務所に来てくださって、共同作業でふれあい館に送る第1次訴訟などに関する資料の解説資料を作っているところなのですが、この第1次訴訟、そして公害ということを発表した時期は、新潟大学の人文学部の学生が模擬裁判なるものをやましてね、これがよく見るとすごく判決が出る前に患者勝利という判決を下しているのですよ。そういう取組があったのですが、最近、何か勉強のために動いたというお話は余り聞いていないのです。論文を書こうと思えば幾らでも貴重な資料があるにも関わらず、それに近づこうともなさらないという状

況があるように感じています。

先ほど、上越教育大学の寺田委員のお話でもありましたが、部分的には非常に進んだ取組をなさっている反面、抜けているところがやっぱりあるのではないかと思いますので、今後、その部分に対する県としての働きかけを是非やっていただいで、常に進んだ先進的な取組の例もありますので、そういう形でやっていただければ大変いいのではなかろうかと思ひます。

本間会長

ありがとうございました。卒論や修士論文ぐらひまでは指導できるのではないか、また資料があるのではないかという今のお話と、先ほど事務局が議題2-2の資料で説明された、ふれあい館での卒論サポートについて、何か関連した説明がござひますか。

事務局

私どもが把握しているところでは、最近では平成22年度ですが、新潟大学人文学部の学生2人が新潟水俣病をテーマとした卒論を作成されています。

本間会長

そのような動きがあれば、折角ふれあい館などにも資料もあるので、引き続き取り組んでいただきたいと思ひます。

関連して、各市町にもいろいろと資料が残っていると思ひますけれども、今日、会議に参加されてどのようにお感じであるか、それから、またこんな取組をされているということなどござひますか。阿賀町の方から指名して申し訳ござひませんが、簡単で結構でござひますので願ひします。

阿賀町

阿賀町は、流域で最上流に位置し原因となる企業があつた町でござひます。原因企業の地元ですから、そこに関わつた方々が非常に多くおられます。

現在も特措法の申請では、数字的にはそれほど申請される方がなかなか表に出てこないような、潜在的な方がまだおられるように感じています。町としても広報誌等を通じて救済の取組に力を入れているところではす。

素晴らしい自然豊かな町でござひますので、過去は過去としてこの問題について流域の皆さんと一緒に考えていきたいと思ひます。

阿賀野市

先ほど、県からも説明があつましたが、地域社会の再生・融和の取組ということで、10月29日に第7回地域再発見講座が阿賀野市で開催されました。私も個人として参加させていただきましたが、本当に改めて、阿賀野川と産業と地域の文化が連携しているのだと思ひました。その中で特によかつたなという点は、地場産業と川と

のふれあいの中で、自然にそこに水俣病を含めた構成がされていました。午後からは地場産業を巡るツアーがあり、私は都合で参加できなかったのですが、参加者の声を聞きますと、事業自体が成功に終わったのではないかなと考えております。

また、介護予防在宅事業の一環として、県から委託を受けて健康教室事業を1月か2月頃に実施することとしております。

なお、今現在、15名の健診スタッフがいるのですが、手分けをいたしまして、訪問保健指導を計画、実施しているところです。

## 五 泉 市

五泉市は、阿賀野川の流域は一部の集落しかなく、市中心部は早出川の近くにあります。認定患者さんは、新潟市や阿賀野市などに比べれば少ないのかなと思いますが、特措法の申請は出てきており徐々に浸透しているのではないかと思います。

また、地域的にもあまり阿賀野川の魚は食べなかったのではないかと思いますし、ニット産業に従事されていた方が多かったことも関係があるのではないかと考えております。

## 新 潟 市

特措法の申請につきましては、最近徐々に少なくなっているような感じも受けます。

新潟市の事業ですが、保健・福祉対策としては、ケアブックを使った健康相談事業について、今年度は問い合わせが増えたため、医療機関及び薬局、介護事業所、行政の3回に分けて研修会を行っております。また、当課の保健師が健康教室を先週から始めており、今年度末まで月1回実施する予定です。それと訪問保健指導については、患者さんに照会して同意された方に対して、これから訪問する予定です。

また、地域の再生・融和の取組の関係では、大学との連携をすすめておりまして、新潟大学では関委員にお越しいただいて公開授業として市民講座を開催しました。また、新潟医療福祉大学の丸田委員と学園祭で一緒させていただきイベントを開催しました。また、国際情報大学とは、「O l a ! a g a ! ! ~新潟水俣病をみて・ふれて~」と題して、今週の土曜日には前知事の平山征夫氏などのトークイベントや、来月17日には講演会を行う予定にしております。

## 会 長

ありがとうございました。

今日はいろんなご意見、ご説明、それから現状などをお話いただきまして、もう時間も余りありませんけれども、是非聞きたいということがありましたらどうぞ。

## 小 武 委 員

知事が「ふるさとの環境づくり宣言」を発表されていますが、そ

の第2項に、被害者を支援するボランティア組織の育成について、謳っており、また、「新潟水俣病問題に係る懇談会の最終提言書」の中にも、このことについて書かれています。

車に乗れない、足腰が痛くて自転車も、歩くこともままならない患者さんに、ボランティアの支援ということについて、力を入れていただきたいと思っていますが、委員の方々、そしてまた県のほうではそういうお考えは無理でしょうか。

事務局

ボランティアにつきましては、現在、関係する市や町と連携いたしまして、先ほどお話がございましたが、保健師による患者家庭への訪問指導や語り部さんとの面談等によるニーズの把握や、関係者の方々のご意見等をお聞きしながら、現在、どのような支援のためのボランティアが必要なのかというようなことを一生懸命把握に努めているところでございまして、この結果を踏まえまして、どのようなことができるのかということ、今後検討していきたいという状況でございます。

また、ふれあい館の活動等を通じまして、先ほど丸田委員から学生さんの取組等のご紹介もありましたが、水俣病に対する県民の理解を深め、ボランティア活動への参加の機運を醸成していきたいと考えております。

小武委員

はい、分かりました。

もう一点だけですが、マスコミの方が、「未認定患者」という言葉を使っているように聞くこともあるのですが、この「未認定患者」という言葉は、よくないと思います。委員の方々、それから県はどうお思いでしょうか。

坂東委員

お分かりだと思っておりますが、新潟県の条例では、患者であるかそうでないかというだけの話で、「未認定患者」という言葉は使っておりません。だから、「未認定患者」という言い方はよくないと思います。条例のような形で対応できたらいいのではないかと思います。

小武委員

「未認定患者」という言い方は、マスコミの方が使ったり、新聞で見たりします。

会長

安易に今まで使っていた向きもあるようですね。

坂東委員

ついでに申し上げますと、言葉遣いでは、先ほども出てきましたが、当初、昭和電工は「加害企業」でしたが、和解を契機に「原因企業」に変わったのですね。それまで「原因企業」という言葉はな

かった。和解という動きの中で変わってしまった。

だけど、正確に言えば、「加害企業」は「加害企業」で、原因とは一体なんなのかというふうに疑問に思っています。

会 長

それでは、時間になりましたので、これで審議会の会長としての任は終了させていただきます。ありがとうございました。

## 5 閉会